

岩手県告示第306号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第695号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成31年4月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市前九年二丁目、前九年三丁目及び安倍館町
- 2 実施した期間 平成30年9月3日から平成31年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）